

# 長野県波田学院調理業務委託プロポーザル実施要領

## 第1 目的

平成20年9月策定の「民間委託等の推進に関する取組方針」に基づき、平成22年4月より実施している波田学院調理業務の外部委託が、令和4年3月で契約期間満了を迎えます。

引き続き、入所児童に温かで家庭的な食事を安定して提供しつつ、効率的かつ適切に行うことのできる優れた民間事業者により調理業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により受託業者の選定を行います。

## 第2 委託業務の概要

### 1 委託業務名称

長野県波田学院調理業務

### 2 委託業務内容

- (1) 学院の食事調理（仕込みから盛付けまでの調理業務）
- (2) 調理業務に伴う事務
- (3) その他調理業務全般に付帯する業務

※ 詳細は別添「長野県波田学院調理業務委託仕様書」「調理作業仕様書」「調理作業基準」「長野県波田学院調理業務委託契約書（案）」（以下「仕様書等」という。）を参照してください。

### 3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで（3年間の長期継続契約）

### 4 一日当たり予定食数（令和4年度～6年度見込み）

朝食 30食 昼食 40食 夕食 30食 おやつ 20食

なお、数値は現在の見込みや予定ですので実際の給食実施日数と予定食数は変更となることがありますが、契約の範囲内としてください。

### 5 業務引継ぎ期間

委託契約締結後から委託業務開始までの間を引継ぎ期間（令和4年2月下旬から3月末までを予定）とします。なお、業務引継ぎに関する費用は、受託者の負担とします。

### 6 予算額

調理業務委託に係る予算額の上限額（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない額）は次のとおりです。見積書はこの額以内で記入してください。

1年ごとの予算額上限(税抜) 14,016,000円

3年間の予算額上限(税抜) 42,048,000円

### 第3 参加資格について

このプロポーザルに参加する者に必要な資格は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の別表第 1 の「その他契約」の欄の等級区分が A に格付けされている者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 管理栄養士又は栄養士の有資格者を配置できる者であること。
- (7) 学校、福祉施設又は医療施設で 1 日 3 回の食事（朝食、昼食及び夕食）の調理業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (8) 万一の事故に備えて損害賠償を確実に担保できる者であること。
- (9) 受託業務の遂行困難又は緊急時に速やかに対応できる代行者を確保できる者であること。
- (10) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (11) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (12) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があつた者でないこと。

### 第4 受託候補者の選定方法について

#### 1 選定方法

- (1) 受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行います。
- (2) 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、長野県波田学院調理業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）が最優秀提案者を受託候補者として決定します。

#### 2 選定基準及び評価基準

##### (1) 選定基準

提案内容から、業務の実施内容、受託希望者の運営能力、見積金額等を選定委員会において審査し、評価基準による配点の合計点について最高点となった者を受託候補者として選定します。

なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が審査委員の平均点で 100 点満点中 60

点以下の場合は受託候補者を選定しません。

また、(2)の「衛生管理・危機管理」の項目において、設備・衛生項目等の定期的・臨時的な検査を自主的に実施するなど安全衛生管理が徹底されているか、異物混入や食中毒を防止するための具体的な方策が明記されているか、の視点において審査委員の合計点が0の場合は選定の対象としません。

## (2) 評価基準

評価基準は、次のとおり。

項目	視点	配点
児童自立支援施設の調理業務に対する理解	・児童自立支援施設の調理業務に対する理解は十分か。	11
業務従事者配置体制	・業務体制は、業務に十分な人数を確保されているか。 ・業務責任者を中心とした指揮命令系統がとれるか。	24
衛生管理・危機管理	・十分な衛生管理体制がとれているか。 ・設備・衛生項目等の定期的・臨時的な検査を自主的に実施するなど安全衛生管理が徹底されているか。 ・異物混入や食中毒を防止するための具体的な方策が明記されているか。 ・事故発生した場合スムーズな対応がとれるか。	15
円滑な運用及び円滑な移行準備	・円滑に業務が行われるための工夫などがされているか。	15
従事者への教育及び研修	・研修により、安全管理の徹底、従事者のスキルアップが図れる内容となっているか。	17
業務実績・事業者の経営状況	・契約の相手方として適切か。 ・受託実績のある施設は、児童自立支援施設の調理と類似のものか。	8
経費	・見積額は提案内容に沿った妥当なものか。 ・調理業務委託に係る予算額の上限額と比較し、費用は適正な価格か。 ・効率的な業務運営が見込まれるか。	10
		100

## 3 スケジュール

項目	日程
公告、実施要領等の公表及び配布	令和3年11月24日(水)
説明会	令和3年12月9日(木) 午後2時から
質問受付期限	令和3年12月17日(金) 午後1時まで
質問に対する回答期限	令和3年12月21日(火)

参加申込書の受付期限	令和3年12月6日(月) 午後3時まで
企画提案書等の受付期限	令和3年12月24日(金) 午後3時まで
企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年1月18日(火)
受託候補者の選定(プロポーザルの結果通知および公表)	令和4年1月下旬
受託候補者の決定	令和4年1月下旬
開始準備	契約締結後～令和4年3月末

#### 4 プロポーザル参加に際しての留意事項

##### (1) 提案内容

提案内容は、第2の2の仕様書等を踏まえ、実施可能なものとしてください。

受託した場合、受託者は提案内容を誠実に実施するものとします。

また、見積金額・内容は、企画提案書の内容に基づくものとしてください。

##### (2) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 参加資格要件を満たさないことが判明した場合

ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 本実施要領に違反すると認められる場合

カ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

##### (3) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。

##### (4) 提出書類の変更等

後述の7(2)の提出書類は、後述の7(3)の提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、事務局が誤字や脱字など軽微なものとして判断されるものを除き認められません。

なお、提出書類は受託候補者選定の有無にかかわらず、返却いたしません。

##### (5) 辞退

参加申込書(様式第1号)提出後、辞退する場合は、参加辞退届(別紙3)を令和4年1月11日(火)午前10時までに波田学院へ提出してください。

##### (6) 費用負担

プロポーザル参加に要する経費等は、参加者の負担とします。

##### (7) その他

参加者は、参加申込書(様式第1号)の提出をもって、本実施要領及び仕様書等の記載内容に同意したものと見なします。

#### 5 説明会

このプロポーザルに参加しようとする者を対象に説明会を実施します。

(1) 実施日時場所

令和3年12月9日(木) 午後2時00分から  
長野県波田学院 1階 会議室

(2) 留意事項

ア 説明会出席希望者は、令和3年12月7日(火)午後3時までに、説明会出席申込書(別紙1)に必要事項を記入し、長野県波田学院へファクシミリにより提出してください。

イ 説明会終了後、必要な施設(調理室を含む。)の見学を行うことができますが、その際は担当者の指示に従ってください。

ウ 調理室に入室する方は、最近1か月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157、ノロウイルス)、清潔な衣服(白衣・帽子・使い捨てマスク・調理室入室専用の上履き等)を用意してください。調理室への入室は2人以内とします。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、感染拡大防止のためWeb会議システム等で実施することがあります。

6 質問及び回答

(1) 質問があるときは、質問書(別紙2)に内容を簡潔にまとめて記載し、令和3年12月17日(金)午後1時までに長野県波田学院へファクシミリによりお送りください。

(2) 質問に対する回答は、ファクシミリで行います。企画提案項目に係る質問等、一般的な質問の場合は令和3年12月21日(火)までに長野県公式ホームページで公表します。

7 提出書類・提出期限等

(1) 留意事項

ア 提出書類のうち様式を指定しているものは、A4版の用紙とし、文字は横書きとしてください。なお、用紙が不足するときは、適宜行を追加するか「別紙に記載」として、別紙(A4判)を添付してください。

イ 提出書類については、参加申込書に関する書類は1部、企画提案書に関する書類は8部(1部は正本、他7部はコピー可)とし、左側を2箇所ホチキスで留めて提出してください。なお、パンフレット等ホチキス留めできないものは別葉にし、各8部提出してください。

ウ 提出にあたっては、委託業務内容に係る次の書類を提供します。

提供を希望する者は、お申し出(申出方法不問)ください。

- ① 契約書(案)
- ② 調理作業仕様書
- ③ 長野県波田学院調理業務委託仕様書
- ④ 調理作業基準

(2) 提出書類

【参加申込書等:令和3年12月6日(月)午後3時まで】

ア 参加申込書(様式第1号、参加申込書の附表、様式甲、乙を含む)

- イ 長野県競争入札参加資格確認通知書の写し
- ウ 他の施設等(学校、福祉施設又は医療施設)で調理実績(1日3回)を有していることを証明する書類(契約書の写しなど)
- エ 損害賠償を確実に担保できることを証明する書類(保険の加入証の写しなど)
- オ 代行者(労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部が履行困難となった場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者)が確保できることを証明する書類(代行者の承諾書(任意様式)など)
- カ 納税証明書(国税は様式その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のないことの証明。長野県税については未納がないことの証明)
- キ 社会保険に加入していることが確認できる書類
  - ① 加入義務有の場合
    - 労働保険
      - 申請日直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書の写し等
    - 厚生年金保険、健康保険
      - 申請日直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し等
  - ② 加入義務無の場合
    - 賃金台帳、労働者名簿、源泉所得税領収書等のうちいずれかの写し
- ク 安全衛生管理に関する会社独自のマニュアル・基準等
- ケ 会社の決算書(直近のもの)
- コ 会社の定款
- サ 会社の概要が分かるパンフレット等

【企画提案書等：令和3年12月24日(金)午後3時まで】

- シ 企画提案書(様式第2号、第4号～第9号)
- ス 見積書(様式第10-1号、10-2号)

(3) 参加申込書・企画提案書等の提出期限

参加申込書等：令和3年12月6日(月)午後3時までに郵送(必着)又は持参により長野県波田学院へ提出してください。

企画提案書等：令和3年12月24日(金)午後3時までに郵送(必着)又は持参により長野県波田学院へ提出してください。

8 参加資格要件の審査等

- (1) 参加資格については、参加申込書等に基づき審査します。
- (2) 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を令和3年12月20日(月)までに、書面により通知します。応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により非該当理由について事務局に対して説明を求めることができます。

- (4) 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。

### (1) 日時及び場所

令和4年1月18日（火） 午後（時間未定）

長野県波田学院 1階 会議室

※ 参加申込状況により日程を追加することもあります。

※ 時間は提案者ごと個別にご連絡します。

### (2) 実施方法

ア 審査時間は約25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング質疑応答10分程度）とします。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査への出席者は各社3人以内とします。

ウ プロジェクター・パソコンの持ち込み及び使用は認めません。

エ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、感染拡大防止のためWeb会議システム等で実施することがあります。

## 第5 審査結果の通知および公表等

### 1 審査結果の通知

- (1) 審査の結果については、審査終了後概ね4週間以内に文書にて通知します。
- (2) 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を書面により通知します。
- (3) 上記(2)以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知します。
- (4) 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により事務局に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- (5) 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

### 2 審査結果の公表

見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過及び審査結果を長野県公式ホームページに掲載するとともに、波田学院において閲覧に供します。

## 第6 契約の事務手続き等

### 1 契約の締結

原則として受託候補者として選定された者と提案内容及び仕様書等の内容を確認し、委託契約の締結協議を行います。

なお、当該協議が不調となった場合は、選定委員会が提案内容に基づき受託希望者に行っ

た審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行います。

## 2 契約保証金

委託契約締結の際には、地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、波田学院が別に定める期限までに納付してください。

ただし、財務規則第126条第2項に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。なお、受託者が契約上の義務を履行しないときは、受託者は違約金として支払う必要があります。

## 3 委託料の支払

波田学院は、毎月の業務が終了した後に、受託者から提出された仕様書等で定める報告等に基づき、確認を行い、請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払います。

## 4 代行者の確保

受託者は、あらかじめ労働争議、業務停止等の事情により委託業務の全部又は一部の履行が困難となった場合に、受託者に代わって確実に業務を履行することができる者を確保する必要があります。

## 5 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、波田学院において閲覧に供します。

# 第7 業務の円滑な引継ぎについて

## 1 業務引継ぎ予定表（計画表）の提出

受託者は、委託契約締結後速やかに、業務委託開始までの間に、業務の安全かつ適切な履行のために講ずる具体的な事項について、詳細な予定表（計画表）を学院長あてに提出してください。

## 2 現場引継ぎについて

業務引継ぎ期間中に、受託者の受託管理責任者若しくはその予定者は2日以上、業務責任者若しくはその予定者は5日以上現場引継ぎを行ってください。

## 3 調理業務従事者への教育

受託者は、業務開始までの間に、全ての調理業務従事者に対し、調理技術研修、衛生管理研修、仕様書等の内容について理解を深める研修など必要な教育を行ってください。

## 4 試作（試食会）の実施

受託者は業務開始前に、当院から試作（試食会）の要請があった場合は、当院と協議の上、配置予定の調理業務従事者により仕様書の手順に基づき実施してください。



5 保健所への営業外食品供与施設開設報告等

保健所への食品衛生法による営業外食品供与施設開設報告書等については、受託者において受託者の負担により行ってください。

**第8 書類等提出、連絡先**

連絡先は、次のとおりです。なお、提出書類中の様式の電子データが必要な場合は、メールアドレスへその旨をメールで送信してください。

長野県波田学院

〒390-1401 松本市波田4 4 1 7

電話 : 0 2 6 3 - 9 2 - 2 0 1 4

F A X : 0 2 6 3 - 9 2 - 2 1 9 6

メール : [hatagaku@pref.nagano.lg.jp](mailto:hatagaku@pref.nagano.lg.jp)